

令和2年 第2回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和2年2月28日（金）14時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 市民ホール 2階 2-2会議室
3. 出席委員 10名
会 長 7番 縣 次 男
副 会 長 1番 坂 本 成 一

委 員 2番 竹 内 正 敏
3番 高 田 英
4番 大 野 重 利
6番 式 田 信 一
8番 佐 藤 孝 雄
9番 佐 藤 一 富
10番 麻 生 秀 昭
11番 佐 藤 富 雄
4. 欠席委員 5番 江 藤 国 子
5. 議事参与が制限された委員数 0名
6. 議事日程
 - (1) 出席確認
 - (2) 会長挨拶
 - (3) 議 事
 - ① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
 - ② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ③ 農地法第4条の規定による許可申請について
 - ④ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
 - ⑤ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ⑥ 非農地証明の発行について
 - ⑦ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
 - ⑧ 農業振興地域整備計画の変更について
 - ⑨ その他
 - (4) その他
7. 出席職員
農業委員会事務局職員
事務局長 秦正次郎、局長補佐 三浦信幸、主任 小原匡博、行政専門員 後藤義一
8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中10名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和2年 第2回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 2番 竹内正敏委員さんをお願いしたいと思います。宜しくお祈りします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第7までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員
異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますので、よろしくお祈りします。

**■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について」
(議案第1号 1件)**

議 長

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、議案朗読説明。

議 長

議案1号につきましては、報告という事で皆さんに了承して頂きたいと思っております。

**■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第2～5号 4件)**

議 長

続きまして、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案 2 号についてですが、議席番号 1 番 坂本 成一委員より説明をお願いします。

1 番 坂本 成一 委員

議案 2 号について説明致します。受人は、現状、米・牛・椎茸等作って真剣農業をしています。後継者の子供さんも農業をしているという素晴らしい家族であります。別に問題はないと思います。お願いします。

議 長

それでは、議案 2 号について、皆さんより質疑があればお願いします。
ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この 2 号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案 3 号ですが、議席番号 1 0 番 麻生 秀昭委員さんより説明をお願いします。

1 0 番 麻生 秀昭 委員

申請地は、現在、耕作が放棄されてる様な形になっている所です。草刈り等の管理は、十分行われておりましたが、女性の方でして自分で管理していくのは難しいと思います。

幸い近くに住む受人が、ここを引き受けてちょっと農地造成をして田の形を整えて、耕作をしたいという事で私の方に相談がありましたので、全く問題ないと思っております。というよりむしろよかったかなというふうに思っています。

是非ご承認のほどお願いしたいと思います。宜しくお願いします。

議 長

議案 3 号について、皆さんより質疑があればお願いします。
ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

この 3 号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案 4 号ですが、議席番号 1 1 番 佐藤 富雄委員さんからお願いします。

1 1 番 佐藤 富雄 委員

議案番号 4 番の説明をさせていただきます。渡人の親が元々阿蘇野の高津原という所に住んでおられまして、今は家も何もないという事で他の方が耕作をしていたのですが、今回受人が田んぼを売買、買われるという事です。

この田んぼもこの面積の倍くらいありまして、二人で 1 枚の田を管理して、交代に

田んぼを作りながら出来た品物は、半分ずつ分けて作っておったという様な事を言っておりました。それで今回は、中山間も切り替わるという事でありまして、受人が買われるという事でありまして。

受人におかれましては、椎茸・牛も飼われていますし、田んぼの方も沢山作っておられます。何ら問題はないと思いますが、ご審議の方宜しくお願い致します。

議 長

議案4号について、皆さんより質、この4号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案5号ですが、議席番号11番 佐藤委員さんお願いします。

11番 佐藤 富雄 委員

議案5号の説明をさせていただきます。

渡人は昨年7月のこの総会の時に受人は他の方でありましたが、田んぼを売ってありまして、今回の受人は、渡人の田んぼのすぐ隣に田んぼを耕作しております。田んぼの近くだからという事で、今回売買となった様でございます。

受人につきましては、田んぼ又椎茸を沢山されてありまして真面目に農業をされている方でありまして。どうぞ宜しくお願い致します。

議 長

議案5号について、質問がある方はお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

この5号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第3 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第6号 1件)

議 長

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明

議 長

それでは、議案6号ですが、説明を議席番号9番 佐藤 一富委員さんからお願い致します。

9番 佐藤 一富 委員

はい。図面を見ていただきたいのですが、元々の宅地を壊して奥に田んぼがあるその分の申請です。それにアパートを建てたいという事でございます。

イオンの裏のところで行き止まりのような場所です。字図の3ページを見てもらう

と水路の画があると思うんですが、その分は一段高い様になっています。周りは2枚くらいしか田んぼが残ってない様な状態の中で、この辺については今から先もこのように宅地化していくのかなと思っております。

ちょっと思ったんですが、私なんかいうのはおかしいかもしれませんが、この付近は道が狭くて緊急車両とかそういう物がちゃんと入っていいのかというの不安になります。申請地は駐車場と兼ねて進入路があるのではだいぶ広いのですが。この付近を色々見て回ったときに、そういうのが心配なのがあるなというのは感じました。

まあ、この場所については問題ないかなと思います。ここが一番低い田になっていますので。

宜しく申し上げます。

議 長

議案6号について、皆さんより質問があればお願いします。

質問はないでしょうか。

(ありません。)

質問が無いようなので、この案件 意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

許可多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第4 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

(議案第7～9号 3件)

議 長

日程第4 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第4 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

それでは、この議案7号と8号の案件、同一事業の案件の為、一括して説明をお願い致します。議席番号4番 大野 重利委員さんから説明をお願い致します。

4番 大野 重利 委員

説明します。挾間町古野地区で幹線に面した土地ですが、地図の7ページと字図の8ページをご覧ください。7号と8号の案件は続きの土地になりまして、コンビニの建設という事でありまして、近隣には住宅が多く建っており、特に排水等問題ない様に確認させてもらいました。特別問題はないと思いますが、審議の程宜しく申し上げます。

議 長

説明が終わりましたが、議案7号・8号について、皆さんより質問があればお願いします。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

7号・8号、一つの事業をやる為の申請ですので、連名で申請という事ではないでしょうか？

事務局

連名で申請でも出来るんですけど、今回委託を受けた行政書士さんが、別々の書類で作って来て、2通出してきたのでこういう形で載せています。

3番 高田 英 委員

私、ここに出した時に「それはダメだ。」と言われて、県からも言われて一つにまとめ直した事があります。それ確認してください。県から言われる可能性がある。

それと、コンビニの本社が直営でやるんですか？コンビニの方が受人になっているんですが、それのどこ聞いてますか？

事務局

建設については、コンビニの本社が行うと。

その後は、直営店なのかいわゆるフランチャイズなのかというところは聞いてないです。

3番 高田 英 委員

このコンビニは大概ですね、大分のどこかの事業部がやってここを経営する人に貸し付けるといふやり方をしていると思うんですが、これで上がって来てるからいいんでしょう。資金証明はこのコンビニで出てるんですよね？

事務局

資金証明とか見積もりとかは、東京の本社から出されております。

3番 高田 英 委員

わかりました。もう一つ、8ページの字図、県道とコンビニが出来る間にかなり細長く残地が残る様になっているんですが、これを農地として残すよりもなんでこれ入れなかったのかという疑問があるのと、また奥にある田んぼも残地として出てくるんですけど、これが本当に今後農地として活用出来ていくのかというのが、ちょっと疑問があるんですが。

事務局

まず、道路側の細長い所については、計画が立って現地を測量した時にすでに現況が県道に含まれていた部分なんです。現況あわせで分筆を行って・・・。

3番 高田 英 委員

つまりここ農地は道路に入っている。

事務局

はい、現状は。その部分は、県の土木事務所の方とその後、譲渡というか寄付という形にするのか、名義変えについて協議しているという事で聞いています。なので、最終的には県道に含まれるという扱いになってくる。奥側の田んぼについては、これは確かに小さく残ってしまうんですけども、事業規模からしてそこまではいらなかつ

たという事で切り分けていると聞いています。奥の田んぼについては、9ページの平面図ではあるんですけど、周りにフェンスを施工するんですが、奥の田んぼに行く入口をゲートという形で設置すると、なので一応立入れる様にはして、草刈り等の管理は地権者にしてもらおうという事で話をしていると聞いています。なので、実際現状も耕作されてない様な所なので、今後、農地として使われていくかというのは難しいとこなんですけれども、全く入れなくなる訳ではないという事で話を聞いています。

3番 高田 英 委員

事業面積が、これを全部合わせたら開発行為になる大きさになってしまう？

事 務 局

おそらくは。

3番 高田 英 委員

その為に切り分けたのかな？

挟間にも条例があったじゃないですか？それには、該当しない？1000平米以上？

事 務 局

1000平米以上の土地造成行為なんで、それで該当してくると思います。

3番 高田 英 委員

わかりました。

議 長

他に質問はないでしょうか？

(ありません。)

無いようなので、この7号・8号について、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

許可多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案9号ですが、議席番号9番 佐藤 一富委員さんから説明の方お願い致します。

9番 佐藤 一富 委員

資料の15ページに写真がついております。それに伴って、始末書が付いております。

私も行ってみたんですけど、入り口が狭くて後々困るんじゃないかと思うくらいのところですよ。現況写真で見た通り、まあ畑を作っていた部分もありますが、部分的に駐車場にしていたということ。

会社の関係もあるんでしょう。駐車場にしたいという事なんで、やむを得ないのかなと思います。ご審議お願いします。

議 長

それでは、議案9号につきまして、質問がある方はお願いします。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

ちょっと教えてください。これ賃貸借20年間ですね。今回、平成21年10月頃に勝手に駐車場したという始末書が付いてるんですが、こういった場合は賃貸借の期間というのは、許可が出た後から20年ですか？それとも遡って考える？始末書は受人がやった事になっているんですね？その頃から借りてやっていた？

事務局

始末書は、地権者の名前でもらっています。

実際のところ、渡人と受人はご家族ですので、まあ一体的な利用になっていると思うんですけども。

3番 高田 英 委員

使用貸借かな？

事務局

賃貸借です。間違いありません。貸借権の設定で、効力発揮するのは許可を得てからのので、先に結んでいたとしても許可を得ないと効力を発揮しないということで、許可日から20年と考えるべきだと思います。

議長

他に質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、この議案9号の案件 意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

許可多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第5 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第10～11号 2件)

議長

続きまして、日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案10号ですが、事務局から補足説明があればお願いします。

事務局

この案件は、事務局から説明させていただきます。

議案10号、資料の方が16ページからになっております。申請地は、庄内から野津原方面へ広域農道を進む途中の谷小学校と小野の方面に分岐する一旦停止がある十

字路の周辺になっております。渡人は大分市在住で、現在申請地は管理をされておらず、完全に藪の様な状況になっております。

受人は、宮崎県宮崎市に本店を置く電気工事・太陽光発電事業を行う法人（会社）となっております。

転用目的は、太陽光発電施設用地となっており、申請地はすでに南向きの斜面である為に、切土などの造成は行わず、除草して整地後にパネルを設置する計画になっております。地面表面については、土砂の流失防止・自然浸透の維持を目的として、背の低い草を植える計画です。それに加え事業地の下部にU字溝と沈砂池を設置し、雨水時の雨水や土砂の流失を防ぐ対策を計画しています。

この案件については、昨年の4月に一度提出となりかけたのですが、うちに提出になった際に隣地同意が取れてない所がありまして、規模がある程度大きい太陽光ですので、由布市の再生可能エネルギー条例の方に該当し、その条例の審議が進まないという事で、その時には総会にかけるところまではいきませんでした。

その後、隣地同意が揃いまして地元との協議も整いましたので、条例関係の方も正式に受付となり、今回農地転用の申請を受け審議を行うという事でございます。隣地同意・排水同意など協議が完了しており、問題ないと考えますので審議の方宜しくお願い致します。

議 長

説明が終わりましたけれども、議案10号について、質問があればお願い致します。

(8番 佐藤 孝雄 委員より挙手有り)

佐藤委員さんどうぞ。

8番 佐藤 孝雄 委員

隣地同意が取れているということですか？4月の時に隣地同意が取れてなかった方とは、話ができたとということ？

事務局

出来ました。

8番 佐藤 孝雄 委員

はい、わかりました。いいです。

議 長

他に質問はないでしょうか。

(3番 高田 英 委員)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

19ページの図面の中で、排水について沈砂池の事を言っていたのですが、それをもうちょっと詳しく説明していただきたいのと、その真ん中辺を見ると青いラインが入っているんですが、字図を見るとこれは水路だと思います。

水路の上に太陽光パネルを設置する様になっているんですが・・・。

9番 佐藤 一富 委員

水路の件は、私が立ち会って話をしている。

もともと水路があったのだけれども、水の流れを変えて、向こうに、農免道路側に落とすようにしてもらっている。元々の水路については、払い下げ申請が出て、払い下げをするという様な話をしています。

8番 佐藤 孝雄 委員

私がこの話をいった時、下に水路があるよという話をしました。

提子井路の支線になるんでしょ？だから水路の上を造成して水路に泥が入った時、問題が起こるよ！という事を言ったら、「造成とかしません。」と。「杭を打って設置するから、土はあまりあたりません」と。

そして、「下の井路とも話が出来てます。」という事で、説明がありました。下もそれで承諾してるんやな？

事務局

まず、U字溝の事なんですけど、19ページの図面の緑色のラインが引かれている所。右上から左下に向かって物と事業地の下に沿って緑のラインが引かれていると思うんですが、これがいわゆるU字溝の水路という事で、ここいわゆる傾斜の下側に位置するので、そこにU字溝を敷設して流れてくる水を受け止めて流すようになっています。その先の一番右の所に四角い緑があると思うんですが、ここが沈砂池になっておりまして、雨で泥水が流れた時にここで一回砂を沈めて、放流先水路に大量の土砂が流れるのは防止する様にするという計画になっております。

事業地内にある水路及び里道については、先程言われた様に払い下げの手続きは済んでいるという事です。

議長

高田委員、いいですか？

3番 高田 英 委員

多分してるんでしょうけど、結局、近隣の周辺の地域の方の説明会やってるという話ですね？

9番 佐藤 一富 委員

公民館に集まって説明会をやって、現地も一緒に立ち会いました。

道路挟んだ反対側の部分には、事業地の下に昔の水道がある。この水道も地区の人と話し合いはしている。

4番 大野 重利 委員

急勾配のやつをせらないで、そのまま杭だけで設置するの？あんなに急なところで。

9番 佐藤 一富 委員

いやいや、現地は案外急じゃない。段々の田で意外と広く平場もある。

1番 坂本 成一 委員

この前審議会があって、その時の話では多少は高い部分をせり落とす様な事はあると言っていた。

9番 佐藤 一富 委員

おそらく少しは土を触るとは思う。昔の田を荒らしているから、自然に壊れているところがある。

前に私たちが立ち会った時は、ちょうど藪を切っていたから。

3番 高田 英 委員

私、ちょっと気になるのが、昨日もこういう工事をする会社の社長と話したんですけども、何もしない所に杭だけを打つという工法は、私なんかと言うと悪いんやけど、よくないと言うんですよ。

つまり、基礎をちゃんと作って工事しないとすごく不安になると。こういう工事をしている会社の社長さんがそう言うんですよ。本当は、言えないけど。私そこがすごい気になるんです。

最近そういう工法が増えてきています。つまり金を使わないで、売電価格が安くなってきたから工事費を安くして採算取ろうというやり方です。

周辺の方が理解されているなら、仕方ないといえば仕方ないですが。

4番 大野 重利 委員

現地を確認したら、急傾斜に見えますよね。

議 長

色々意見が出ましたけど、この案件 意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

許可多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案11号ですが、議席番号1番 坂本 成一委員さんから説明をお願いします。

1番 坂本 成一 委員

議案番号11号を説明致します。位置図21ページから24ページにあります。その中でわかりやすいのが、23ページを見てください。

申請地は受人の会社の駐車場の横に位置しますが、もう今は田んぼという形跡が全くありません。駐車場と同じ高さで、小さな面積が残ってしまっているような感じです。

24ページに書いてますけど、細長い所を買い取って駐車場とか資材置場にしたいという事でありまして、仕方ないかなと思いを押ししました。

この隣にすぐ隣にJRが走ってますので、多分JRが出来る時にこんな分筆をしたんじゃないかなと思いました。

以上です。お願いします。

議 長

それでは、議案11号について、質問がある方お願い致します。

質問はないでしょうか。

(ありません。)

この議案11号の案件、意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

許可多数の為、この案件 許可相当と認めます。

○日程 第6 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案12～36号 25件)

議 長

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）25件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議 長

議案12号から29号の17件の案件は、継続設定の案件です。一括してご質問を受けたいと思います。質問があればお願いします。

質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、議案12号から29号の案件、一括して承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この12号から29号の案件 全て承認致します。

続きまして、議案30号ですが、これからは新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案30号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案31号について、質問があればお願い致します。

(9番 佐藤 一富委員より挙手有り)

佐藤委員さんどうぞ。

9番 佐藤 一富 委員

借り手が別府の人で作物が水稻になっていますが、水稻作るとしたらトラクターを運び、コンバインを運び、田植え機を運び、と手間がかかるけど、そこはどうするんですか。

事務局

受人は、別府の市営住宅に住んでいます。由布市赤野に親戚がおりましてその方が亡くなられて、その後作るという形で、赤野の方に農機具については全部揃っております。

3番 高田 英 委員

この受人の経営面積は、どこの経営面積？由布市内ですか？

事務局

赤野の分です。

3番 高田 英 委員

現在やっているんですね。

議長

他に質問はありませんか？

(ありません。)

それでは、この議案31号の案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案32号について、質問があればお願い致します。

(3番 高田 英委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

受人の会社は、何をやってる会社ですか？教えてください。

議長

福祉施設を経営している会社です。今度、新聞にも載っていたんですが、陣屋の村を由布市が無償で提供する会社と聞いています。

1番 坂本 成一 委員

解除条件付とは何ですか？

事務局

基本原則では、土地の貸し借りについての法人は、農地所有適格法人となっておりますが、それ以外の株式会社や合同会社という会社法人については、その他の法人になります。そういう会社法人が、土地の貸し借りをする場合は、解除条件を付けるという要件になります。

それについては、利用権設定の契約書の裏に解除条件の項目があります。そこに条項がきちんと記入されて、法人であるという明確な内容が添付されて申請出来ます。その法人については、毎年現地の状況を農業委員会が確認するという要件になっています。

3番 高田 英 委員

要するに、ちゃんと作らなかつたら一方的に解除しますよという事を謳ってるんですね。「ちゃんとやってくださいよ。」という事ですね。

8番 佐藤 孝雄 委員

ちゃんとしておかないと解除しますよというのが通る条件という事やな。

議 長

それでは、この議案 3 2 号、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案 3 3 号について、質問があればお願い致します。

質問はありませんか？

(ありません。)

この議案 3 3 号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案 3 4 号について、質問があればお願い致します。

質問はありませんか？

(ありません。)

この議案 3 4 号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案 3 5 号について、質問があればお願い致します。

質問はありませんか？

(ありません。)

この議案 3 5 号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案 3 6 号について、質問があればお願い致します。

質問はありませんか？

(ありません。)

この議案 3 6 号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

○日程 第 7 「由布市農地利用最適化推進委員の辞任について」

(箇所番号 3 7 号 1 件)

議 長

日程第 7 由布市農地利用最適化推進委員の辞任について、1 件あります。農政課より説明をお願いします。

農 政 課

日程第 7 由布市農地利用最適化推進委員の辞任について、議案朗読説明。

議

長

この案件、ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

質問がない様ですので、この辞任に同意される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この本人からの辞任に対して、辞任に同意します。

議

長

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。

その他で、ご質問があればお願いします。